

社会福祉法人 中央有鄰学院
2022（令和4）年度 事業報告

社会福祉法人中央有鄰学院 理念・方針

有鄰（ゆうりん）…必ず仲間がいるよ

「徳不孤、必有鄰」（論語里仁篇より）

〔白文〕25. 子曰、徳不孤、必有鄰。

〔書き下し文〕子曰く、徳は孤ならず、必ず隣（となり）あり。

〔口語訳〕先生が言われた。『道徳を実践する者は孤立しない。必ずその徳を慕って集まってくる隣人（同志・仲間）がある。』

〔解説〕社会において正しい道を実直に実践する君子は、周囲から受け容れられず孤立しているかのように見えることもあるが、実際に必ずそういった道徳的な人生に感化される仲間を生み出すものであり、道徳の実践者は孤独ではないのである。孤高の君子は正しき道を踏み行っていれば、必ず良き理解者や支援者を得ることができるという孔子の処世訓である。孔子と孔子の高弟たちの言行・思想を集積して編纂した『論語』の里仁（りじん）篇の一節「鄰」とは、「おなじ志をもつ仲間」を指している。

7つの願い

私たちは、中央有鄰学院で暮らす子どもたちが、将来、社会の中で、自立し、生きがいを持った生活を送ることができる人になることを目標に、次のような子どもに育ててほしいと願っている。

1. からだも心も健康な子ども
2. 生命の尊さを知り、人の喜び・悲しみ・痛みの分かる子ども
3. 人への思いやりや優しさを持ち、仲間との生活を楽しむ子ども
4. 善いこと、悪いことの判断ができ、実践する子ども
5. 生活力と学力を身につけた子ども
6. やりたいことを発見し、遊びを創造する子ども
7. 夢や希望を実現するために、自分を大切にし、困難に立ち向かう勇気を持った子ども

7つの方針

私たちは子どもへの願いを実現させるため、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもの最善の利益を優先し、基本的人権を尊重することを大原則に、次のような基本方針で、子どもたちの育ちの支援を行う。

1. 私たちは、子どもと職員との信頼関係の形成を第一に考え、子どもと職員との強い絆を土台に、支援を行います。
2. 私たちは、子どもを肯定的に理解し、長所を発見し伸ばす支援を行います。
3. 私たちは、子どもと同じ目線に立ち、気持ちを理解し、共感することから、支援を行います。
4. 私たちは、子どもにとって親との関係の重要性を理解し、親子の絆を大切に支援を行います。
5. 私たちは、社会に開かれた施設運営を行い、関係機関・地域との密接な連携の下で、支援を行います。
6. 私たちは、子どもが安全で安心した生活ができるように生活環境を整備します。
7. 私たちは、子どもと真正面から対峙する姿勢を示し伝えるべきことを伝えていきます。

7つの主要責務（職員倫理綱領）

施設という ともすれば閉鎖的になりがちな空間、措置費制度という保障された財政基盤、こうした中に安住・停滞することなく、児童福祉施設のあるべき姿を追求し、7つの願いと7つの基本方針の実現に向け、切磋琢磨すると共に、自らは心身共に強く、健康であるよう努め、以下の責務を果たす。

1. 私たち職員は、社会的養育を取り巻く内外の困難な状況を認識し、その社会的役割と責任を果たします。
2. 私たち職員は、人権感覚を磨くと共に、「人の心の痛みを理解し、共感し、分かち合える」感性を磨きます。
3. 私たち職員は、福祉への理解を深め、専門的知識・技術の研鑽に励みます。積極的に研修に励み、専門性を身につけます。
4. 私たち職員は、職員間の緊密な連携を強め、「認め合い」「励まし合い」「話し合う」相互理解と協力を深め、「共に学び」「共に頑張り」「共に歩む」姿勢を堅持します。
5. 私たち職員は、社会に対し、施設の説明責任に基づく情報公開に努め、第三者評価機関による評価を受け、その結果を真摯に受けとめ、それを生かしてまいります。
6. 私たち職員は、実践の客観化と総括から学んだことを教訓化し共有化することにより、施設サービスの向上に努めます。
7. 私たち職員は、困難を伴う養育活動ゆえ、経験を蓄積し、その蓄積された経験を発展的に継承していきます。

【参考】社会福祉法人中央有鄰学院 沿革

社会福祉法人中央有鄰学院は1897（明治30）年、岐阜県の濃飛育児院の分院として開設された。その後分離独立し1900（明治33）年児童を保護する施設、豊橋育児院として豊橋に誕生し、創立122周年を迎える。

1921（T.10）年	4月	非行児童の指導を開始、育児部と感化部に分離、女子感化部を静修女学校とする。
	6月	名称を豊橋有鄰財団と改名。
1924（T.13）年	6月	男子教護部を知多郡大高町北関山に移築し、進修学校と称する。
1926（T.15）年	4月	女子教護部静修女学校及び育児部を成蹊塾と改称。
1930（S.5）年	4月	女子教護部を知多郡大高町夜寒に移転。
1933（S.8）年	1月	本財団を大高町北関山に移転し名称を中央有鄰学院と改称する。
1948（S.23）年	7月	児童福祉法の施行により児童養護施設となる。児童定員30名。
1952（S.27）年	10月	法律改正により財団法人より社会福祉法人中央有鄰学院認可。
1962（S.37）年	10月	院舎を知多郡大高町字洞之腰20-1に新築移転する。
1972（S.47）年	12月	定員を63名に変更する。
2008（H.20）年	10月	全国社会福祉協議会 設立100周年記念感謝の集いにて明治時代創立の全国40団体の一員として特別表彰を受ける。
2010（H.22）年	3月	旧舎を取り壊し、創立110周年記念事業として新しい建物完成 児童養護施設「ゆうりん」定員45名、乳児院「ほだか」定員15名。ふれあいセンターおおだかの複合施設がスタート
2012（H.24）年	10月	自立援助ホーム「きょうわ」（定員6名）大府市共和に開設
2012（H.26）年	4月	ヘルパーステーション「ゆうりん」開設
2017（H.29）年	4月	地域小規模児童養護施設「かえで」（定員6名）名古屋市緑区南大高に開設 自立援助ホーム「きょうわ」（定員11名に増員）名古屋市緑区桶狭間に移転
2018（H.30）年	4月	収益事業（高齢者生活支援事業）開始
2021（R.3）年	4月	地域小規模児童養護施設「あおい」、「けやき」（各定員6名）名古屋市緑区南大高に開設

*多くの諸先輩の献身的働きによって今日の中央有鄰学院が存在している。

法人本部 2022(令和 4)年度重点課題

1. 法人の理念・基本方針・職員倫理綱領の周知徹底
2. 評議会及び理事会の開催
3. 生活資金給付援助活動の実施
4. 医療費等資金援助の実施
5. 区画整理による土地の活用
6. 鷲が岳の山小屋「あおむし」の活用

1、法人の理念・基本方針・職員倫理綱領の周知徹底

法人理念の周知法人の理念は、中央有鄰学院が運営する全事業に共通する行動規範となる。それぞれの事業において、いかに法人理念を具体的な方針につなげ、「目的」と「目標」を示すかが、事業を推進するうえで重要となる。今年度においても、各事業・施設では、職員全員に理念の周知を図り、事業の推進を図った。

（以下、各事業による事業報告をご参照ください。）

2、社会福祉法人評議員会・理事会

評議員会・理事会

（1）評議員会

【評議員会 開催状況】

● 2022(令和 4)年度 第 1 回評議員会

開催日 2022 年 6 月 22 日（水）午後 3 時～午後 4 時 30 分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

評議員総数 10 名

出席状況 評議員（7 名）、理事長、常務理事、事務（1 名）

議案 事業報告の件

決算の件

社会福祉充実計画の件

監事監査報告の件

役員改選（理事）の件

● 2022(令和 4)年度 第 2 回評議員会

開催日 2022 年 10 月 18 日（火）午後 3 時～午後 4 時 30 分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

評議員総数 10 名

出席状況 評議員（6 名）、理事長、常務理事、事務（1 名）

議案 定款変更の件

【理事会 開催状況】

● 2022(令和 4)年度 第 1 回理事会

開催日 2022 年 5 月 27 日（木）午後 3 時 00 分～4 時 30 分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 8 名（うち 2 名欠席）

出席状況 理事（6名）、監事（2名）陪席（施設長等3名）

議案 2021（令和3）年度 事業報告（案）の件

2021（令和3）年度 決算（案）の件

社会福祉充実計画の件

役員変更（理事）の件

定時評議員会の招集の件

● 2022(令和4)年度 第2回理事会

開催日 2022年7月19日（火）午後3時～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 8名（うち2名欠席）

出席状況 理事（6名）、監事（1名）、陪席

議案 経理規定及び給与規程の一部改正について

● 2022(令和4)年度 第3回理事会

開催日 2022年9月13日（火）午後3時00分～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 8名（うち1名欠席）

出席状況 理事（7名）、監事（2名）

議案 定款変更について

育児・介護休業規程の一部改正について

● 2022(令和4)年度 第4回理事会

開催日 2022年11月24日（木）午後3時00分～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 8名（うち2名欠席）

出席状況 理事（6名）、監事（1名）、

議案 2022(令和4)年度 上半期業務執行報告の件

2022(令和4)年度 補正予算（案）の件

臨時職員就業規則の一部改正の件

地域小規模児童養護施設かえで移転の件

● 2022(令和4)年度 第5回理事会

開催日 2023年1月17日（火）午後3時00分～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 8名（うち1名欠席）

出席状況 理事（7名）、監事（2名）、陪席（施設長1名）

議案 経理規定の一部改正 寄付金取扱規程の追加の件

地域小規模児童養護施設かえで移転の件

● 2022(令和4)年度 第6回理事会

開催日 2023年3月29日（水）午後3時00分～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 8名（うち3名欠席）
出席状況 理事（5名）、監事（2名）
議案 2023（令和5年）年度 事業計画（案）の件
2023（令和5年）年度 予算（案）の件
給与規程の一部改正等の件

3、生活資金給付援助活動

生活資金給付援助活動とは、2016（平成28）年度より実施している「生活資金給付援助活動」。中央有鄰学院が運営する児童養護施設、自立援助ホーム等を退所後、大学等へ進学した児童に対し、生活資金給付の援助を行う活動。

【活動内容】

給付対象者；児童養護施設ゆうりん・自立援助ホームきょうわを退所後、大学等高等教育を受ける者

給付額；毎月3万円の給付

給付方法；原則として「手渡し」※児童の生活状況や様子を知るために、あえて手渡しとした。

【生活資金給付援助活動の実績】

2020（令和2）年度 対象者5名 大学3年（1）、大学2年（2）、短大1年（1）
専門1年（1）

2021（令和3）年度 対象者5名 大学4年（1）、大学3年（2）、短大1年（2）
専門1年（2）

2022（令和4）年度 対象者4名 大学4年（2）、専門1年（2）

4、医療費等資金援助の実施

医療費等資金援助とは、社会福祉法人中央有鄰学院の経営する各施設に入所、あるいは入所していた者に対する医療費の資金援助を目的としている。

【活動内容】

給付対象者；児童養護施設ゆうりん・自立援助ホームきょうわに在籍、あるいは退所した者で、22歳に満たない者とする。

給付額；1人上限30万円とする。

給付方法；本人申請とし、本人の口座に振り込むこととする。

【医療費等資金援助の実績】

2020（令和2）年度 対象者 なし

2021（令和3）年度 対象者 なし

2022（令和4）年度 対象者 なし

5、区画整理に伴う土地の活用

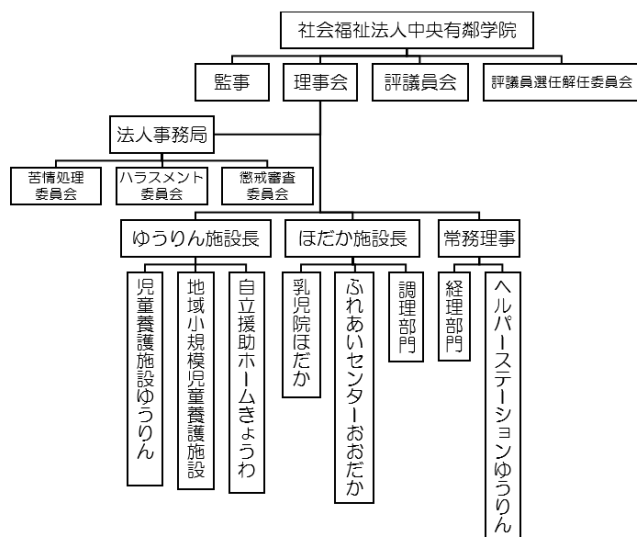
区画整理により取得した土地の活用について現場職員によるプロジェクト会議を発足させ、話し合いを進めてきた。しょうがい関係、保育事業等を検討する。

6、鷲ヶ岳の山小屋の活用

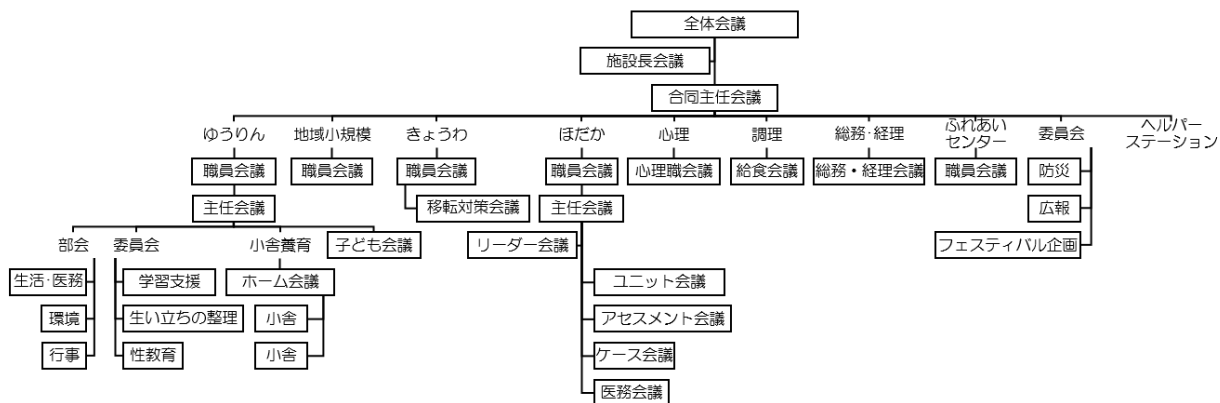
鷲ヶ岳の山小屋が2021（令和3）年12月に完成し、「あおむし」と命名した。2022（令和4）年の1月に卒院したOBと職員が早速利用してくれ、その一人が「山小屋あおむしを建ててくれてありがとう」と言葉を掛けてくれた。2023（令和5）年1月には小規模児童施設「けやき」の子ども達も使ってくれた。子ども達の居場所として本格的な活用は次年度の宿題である。

法人組織図・会議機能図

(1) 組織図（責任分掌図）



(2) 会議・機能図（事業全体）



現在、少子高齢化の課題が浮き彫りにされてきた。厚生労働省の資料では、40年後の2060年には、日本の総人口が9000万人を割り込み、子どもの数は減り、高齢化率は40%近い水準になると推進されている。その上、子どもの数が減っている中で、虐待の相談件数は増えている。

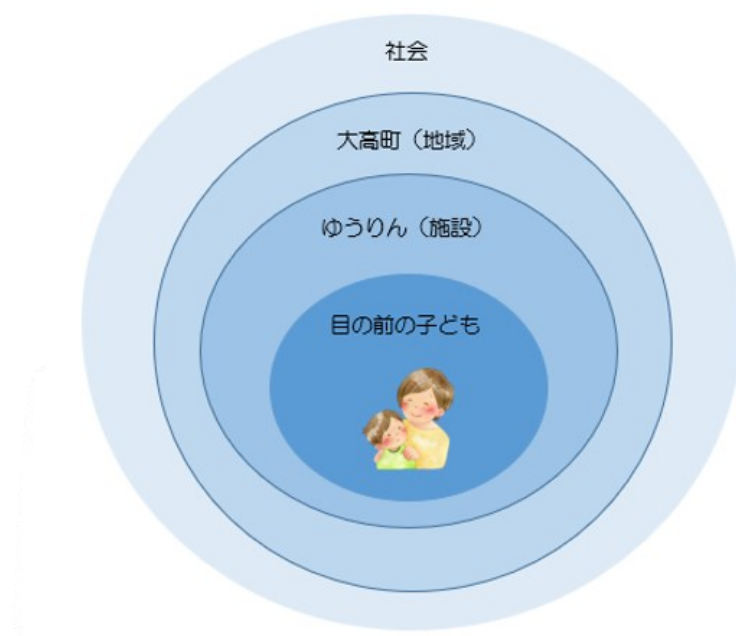
将来を考えると危機的な状況であり、早急な対策が必要である。その対策として、2023年4月に子ども家庭庁が設置された。その基本方針で挙げられた、子どもを取り巻く課題は、『児童虐待、不登校、ネットいじめ、自殺』である。私たちの仕事では、これらの課題を抱えた子どもとその家族等に直面する。そのために、児童養護施設で関わる目の前の家族への支援は、社会への大きな提言になる。

子どもの取り巻く課題は、子育ての『孤立化』が大きな要因としてある母親が育てなければならないという、自己責任論の中で、誰にも相談できずに苦しみ、孤立して虐待が生まれる。その中では、子育てに必要な支援環境が整わずに、子育てに希望が持てずに、少子化は進む。子どもは社会の宝である。社会が責任を持ち、社会全体で支援をして子どもを育てる必要がある。

ゆうりんが大切にしている「繋がり（連携）」「認める（尊重）」「隣にいる（安心できる、ヘルプが出せる居場所作り）」等の実践モデルを、社会へ発信していく。ゆうりんので育った子どもたちの姿が、生きていく上で大切なことを社会へ証明してくれるとも考える。また、その実践を地域へと拡げて、子育てモデルとなる可能性を抱き実践を進めている。

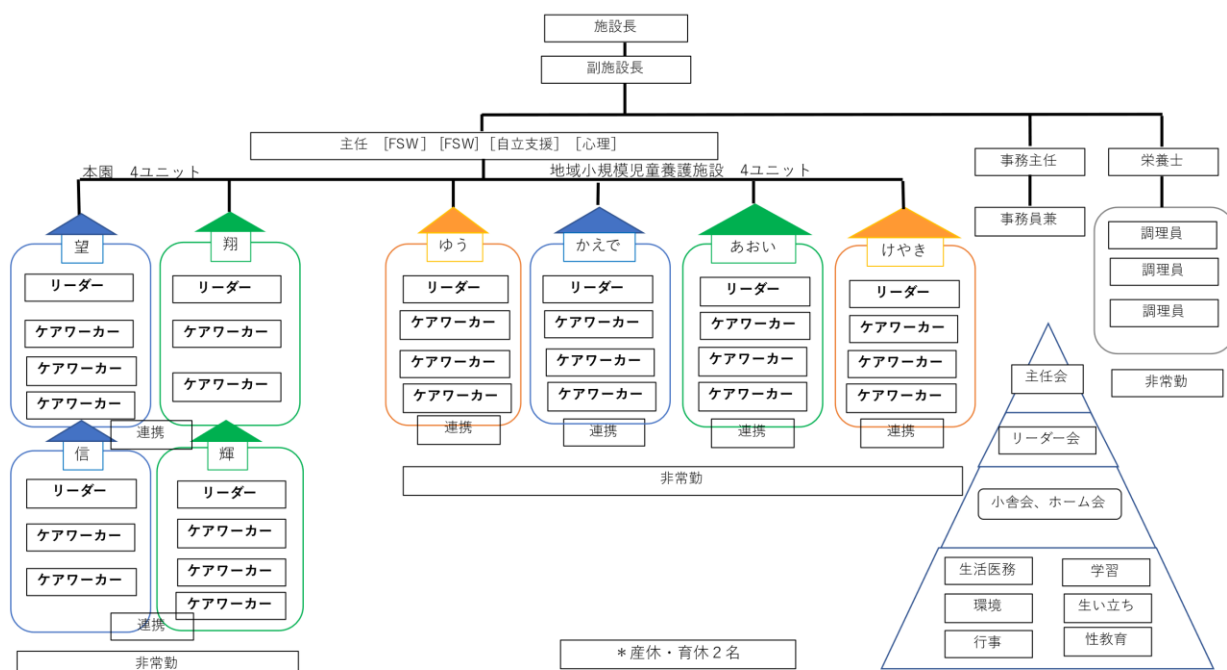
2024年の法改正施行へ向けて激動する業界の中で、出来る限りの情報を入れながら、地域ネットワーク作りと目の前の子どもたちの最善の利益を考えた長期的な展望を築いてきた。

以下、ゆうりん実践を報告する。



目標：「家庭的養育の推進と治療的養育の実践」

組織体系(地域小規模ゆう含む職員配置)



(1) 個を大切にする関わり ―アセスメント・応答性・共感性の強化―

小規模化、分散化の中で、複雑なケースの子どもたちが入所してくる。職員が最低限の専門性を保てるように、また高めていけるように、個々の特性にあわせた関わりを進めた。今年度ポイントとなった一つは、個を大切にする関わりとは、子どもの意向を何でも叶える（言いなりになる）ことではなく、愛着形成の視点を持って関わるのが重要だと確認した。要求を何でも叶えると、逆に子どものコントロールが効かなくなり、安定した生活が出来なくなる。子どもの自律、自己コントロールを育む関わりを大切にしながら、子どもの主体的な生活を促していく。第一に職員が安全や安心を目指す環境を整えることが愛着形成の上では大切だと考える。そのために、物理的な環境整備と共に、子どもの気持ちを考えた共感性と応答性を強化している。定期的な引継ぎや会議では具体的なケースをロールプレイして共有して、子ども会議を用いて、他者とのバランスや重要性について議論してきた。また、個の職員だけがリスク管理や専門性を高めていくのではなく、施設全体で高めていくために、毎週の会議の目的を PDCA の D（実践）と C（評価）として、上記の組織図の通り、会議を実施した。またヒアリング、チューター制度、チェックリストを実施して、専門性を高めていった。その結果、年々対外的な実践報告の場が多くなり、評価を受けている。

(2) 子どもが必要なときに繋がれる居場所作り

施設や職員が、理念の「となりにいる」存在となれるように実践してきた。「ここ来ると安心できる」「この人といると安心できる」等、安心する存在となることを目指した。そのためには、子どものありのままを受け止めること、存在を認めることを大切にした。上記のように、言いなりになることなく、

子どものことを想い、行動する、専門的には、アセスメントをして、実践して、評価を繰り返し、信頼関係を築いていく実践を目指した。

（３）地域ネットワークの強化 ー居場所・虐待予防ネットワーク作りー

住まいである大高町のネットワークとして、PTA のおやじの会活動や、学校の部活動、横笛、ふれあいセンター（地域子育て支援拠点事業）、子ども会、病院等から繋がりを広げている。地域小規模児童養護施設が増えたことで、ご近所さんとの繋がりを体験させてもらっている。芋ほりや外出等に誘ってもらうこともある。次年度は子ども食堂を毎週行える環境が整った。今後、少しずつ地域（大高町）の子どもたちの支援、特に社会的養護が必要な子どもの支援体制を他機関の協力の元、強化していく。

（４）その他

・地域小規模「ゆう」の開設

既存のシステムの延長だったので、スムーズだった部分はあるが、職員間で全体を見ながら、様々な応用や話し合いを重ねている。何より孤立しないこと、権利侵害の予防を第一に取り組んできた。

・専門職のあり方

また、専門職である家庭支援相談職員が複数名となった。各専門職の役割、あり方、連携、実践を議論しながら進めている。

・里親専門相談員（里専と略）

家庭施設同様に孤立した中での養育は大変つらい。理念同様に様々な思いの中で里親養育を行っている方々の「となりにいる」存在となるように訪問、相談しながら試行錯誤して進めてきた。また里親ショートステイへの繋ぎを担ってきた。ショートステイは短期間子どもを預かる事業である。地域で悩みを抱える養育者や、急な入院、レスパイト等に対応出来ており、虐待予防や、地域で孤立する家庭への支援において、大きな支援だと考えている。

*ショートステイは、昨年度の虐待死の報告ではショートステイを利用していた子どもが一人もいなかったと厚労省は出している。その中で、里専は里親宅にショートステイを受けてもらう繋ぎを行っている。

・家庭支援相談員（F SWと略）

家庭養育優先原則が国から指針として出されている中で、施設に入った後の家庭への支援を担っている。子どもにとっては、育った地域や親元から離れて生活していることは一番の悩みである。子どもは安心、安全な環境で家庭に復帰できることが最優先に向かう必要がある。しかし、現実的に難しい場合もある。その時には、里親や施設の中で育っていく必要がある。当施設の家庭復帰は、令和３年度で７名、令和４年度では３名と多くの家庭復帰があった。しかし、名古屋市全体では、再一時保護、措置児童が１／２の数いる。家庭復帰を進めた後のアフターフォロー（地域支援）が必須である。今後も、子どもが安全、安心に暮らせることを目指した家庭支援を進めていく。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入所				1			2				1	3
退所				1								2
レスパイト	1	1										
在籍数	56	51	50	50	50	49	51	51	52	51	51	52

・自立支援担当職員

自立は一般的には、「一人で立つ」ことが求められるが、何でも一人で行うことを求められる社会では、自分一人で出来ないことはダメだと劣等感を感じて苦しくなることがある。日本の若者の死因トップが自殺である要因にこの「自己責任論」は繋がっていると考え。児童養護施設は原則18歳までが対象とされていた。18歳で社会に出て一人で生きていくことは難しい。近年、当施設では施設退所後に、大学中退や引きこもり、借金、精神疾患、生活保護となる事例が続いた。この状況を鑑みて、児童福祉法が改正されて年齢が撤廃された。人生は平均80年で18歳以降もまだまだ続く。その時に、「となりにいる」支援を引き続き行い、安心感を抱くことを目指す支援が、「自立」（生きていく）には必要だと考える。

施設在籍中の自立支援担当職員の支援内容としては、進路選択や奨学金制度、一人暮らしへ向けての練習、自立生活支援事業を活用したアパート生活、措置延長等がある。退所後には定期的な面談や、食事会、ヘルプが出た際や、訪問してきた際等、継続的に支援をしている。退所後のトラブル対応としては、金銭管理、進路選択（主体的な生活とフォロー体制作り、他機関との繋ぎ）、掃除（境界線）、生い立ちの整理、性教育等が多くある。その事例を全職員に共有して、在籍児へ必要な支援を振り返ることで施設全体の専門性の向上を図っている。

令和4年度 アフター集計 実数：50人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
来院	32	42	31	25	22	36	28	16	33	57	25	14
宿泊	1	13	39	31	31	49	62	60	66	88	56	62
訪問・外出	9	15	12	7	9	7	9	9	10	4	7	6
その他	59	69	39	78	61	69	68	60	68	91	57	61
合計	100	139	121	141	123	161	167	145	177	235	145	143

・心理担当職員

昨年度は、新人職員の退職が続き、改めて職員のメンタルヘルスの重要性が明らかになった。今年度は、その経験を活かして、新人職員への心理教育を初期に行い、新人職員に先輩職員が毎月話を聞く時間を取るチューター制度を開始した。年度末の振り返りでは、すべての新人職員が次年度のチューター制度の継続を望んでいることも明らかになり、令和4年度の新人職員の退職は0人だった。

また、子どものトラウマ反応に対しては、担当職員とコンサルテーションを行い、施設内で出来る治療と病院と連携したほうが良い場合についての話し合いを繰り返し行った。施設心理士が個別のトラウマ治療をするために生活の場に入らないという選択肢もあるが、生活の中に心理職が入ることで、生活そのものに治療的な要素を取り入れる支援の方がより多くの子どもにメリットがあると考え。外部でト

ラウマ治療が可能な病院も見つかり、個別のケースについては、通院へ心理士が同行することで情報の共有と医師との橋渡しを担う事が出来た。

次年度に向けては、生活臨床として関わる部屋と、個別のカウンセリングを行う部屋のすみ分けを行っていく。また、生活職に向けて愛着障害や、トラウマ、子どもの発達などについての知識を増やしてもらうために、情報の発信に力を入れていく。

今年度の大きな課題としては、「孤立」であった。子ども、職員共に、コロナウイルスの対応や対策で隔離を推奨される中で、職員間の繋がり方や、職員の体調管理にも試行錯誤した。家庭施設ともに、「孤立」が権利侵害の大きな要因となる経験を踏まえて、全職員で組織の繋がり的重要性を共有して、孤立しない組織体制をさらに強化した。

職員間の繋がりでは、職員教育について何度も議論した。心理的安全性の組織テーマにあげている「非難しない」「指摘し合う」「尊重する」ための教育、声掛けを考え、実施している。

これら施設での実践が地域支援へと範囲を広げて、社会の子育ての定義を変えていくモデルとなることを願い、今後も実践を重ねていく。

乳児院ほだか

令和4年度は、感染症対応に苦慮した一年となった。夏には、一時保護で入所した児童からほだか全体に新型コロナ感染症がいきなり拡大し、多数の職員が罹患する中、子ども達の養育を維持することの難しさを痛感した。幸い感染症による重傷者は発生しなかったものの、少人数の職員が固定で病児との隔離生活を送ることは、職員には心身ともに大きな負担であった。その一方で、子どもたちにとっては同じ大人と四六時中一緒に過ごすという貴重な体験になった。子どもたちが療養期間を終えたあと、とても穏やかに晴れやかな表情でほだかに戻ってきたことが印象深い。クラスターが収束した後も、ほだかでは感染に気を配りながらも、コロナ前の生活と大きく違うことがないよう、生活の中でかける制限を最低ラインで維持してきた。子どもと一緒に食事をする、入浴すること、健康な時にはマスクを外して子ども達と接すること等、子ども達の「今」の生活を大切にしたいという思いを職員が理解し実行してくれていることに深く感謝したい。

名古屋市のモデル事業である里親家庭支援センター「ほだかの里」は、発足当時からの活動に加え、里親登録を希望される方全員対象の「ガイダンス」をスタートさせた。里親制度やその中身、実際に里子を迎えること、などについて丁寧な説明を行うことで、登録を検討されている方の疑問や不安を解消し、より正しい理解の下で里親登録への意思を表明してもらうことへの一助を担っている。名古屋市の里親、里子の皆さんに「ほだかの里」の存在を知っていただけるよう、今後も様々な活動の継続と内容の充実を図っていききたい。

また、コロナで制限のかかっていた職員研修や外部の会議等も徐々に参集型に戻り、自己研鑽の場に出いけるようになってきた。職員各々が学びの機会を得ることで、仕事へのモチベーションを保ち、それらがより良い養育へ繋がるよう、次年度も人材育成や教育に力を入れていく。

1、入所児童について

(1) 入所児童推移（定員 15 名）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年度	前年度比
措置児	8	8	9	12	12	12	12	12	13	13	13	12	136	97	39↑
一時保護	6	7	4	3	2	3	3	3	2	2	4	4	43	72	29↓
ショートステイ	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	5	20	15↓
レスパイト	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	4↑
総入所児童数	16	17	13	16	14	15	15	17	15	16	17	16	188	189	1↓

(2) 在籍延べ日数推移（日）

年度	措置児	一保児	ショート児	レスパイト児	総計
令和元年度	4123	1075	88	12	5210
令和2年度	4521	606	39	0	5166
令和3年度	2825	1468	84	0	4378
令和4年度	3958	1150	28	20	5156

※措置児が多く、ショートステイ児、一時保護児が昨年度に比べると減った。また、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度～3年度は受け入れが困難であったレスパイト児を1名計4回受け入れた。

(3) 入所理由

	理由	措置	一時保護
1	父母不明（遺棄）		
2	父母不明（蒸発）		
3	父家出		
4	母家出		
5	養育拒否	1	1
6	養育困難	3	4
7	離婚別居		
8	母未婚		1
9	婚外出産		
10	奇形		
11	虐待	4	1
12	父母怠惰		
13	父母就労（借金・貧困）		
14	父・母・両親の死亡		
15	父母の出張・研修		
16	冠婚葬祭		
17	母の疾病		1
18	父の疾病		
19	父母共に疾病		
20	父精神疾患（知的障害含）		
21	母精神疾患（知的障害含）		2
22	父母の逮捕・拘禁	1	
23	家族の疾病の付き添い		
24	児童自身の疾病・障害		
25	その他		1
合計		9	11

(4) 退所理由

		措置	一時保護
1	親元引取り		4
2	親戚（父母以外）引取り		1
3	里親委託	1	
4	養子縁組		
5	児童養護施設へ移行	3	
6	知的障害児施設へ移行		
7	肢体不自由児施設へ移行		
8	重症心身障害児施設へ移行		
9	その他の施設へ移行		1
10	母子生活支援施設へ移行		
11	死亡		
12	一時保護から措置入所へ変更		5
13	その他	1	3
合計		5	14

(5) 退所児在院期間（措置）

	在院期間	措置児			一時保護児		
		男	女	計	男	女	計
1	1ヶ月未満				5		5
2	1ヶ月～3ヶ月未満				2	2	4
3	3ヶ月～6ヶ月未満				2	1	3
4	6ヶ月～1年未満		1	1	2		2
5	1年～2年未満		1	1			
6	2年～3年未満						
7	3年以上	2	1	3			
合計		2	3	5	11	3	14

(6) 令和4年度 面会・外出・外泊回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度	前年度比
面会	24	20	8	11	12	11	14	23	28	20	18	25	214	137	77↑
外出	0	0	1	0	1	1	1	1	4	4	5	0	18	44	26↓
外泊	0	5	2	0	0	5	4	2	6	7	6	11	48	56	8↓
宿泊	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	7	6	1↑
計	25	25	11	11	13	21	21	26	38	31	29	36	287	243	44↑

※令和３年度は新型コロナウイルス緊急事態宣言があり、面会を制限していたが、令和４年度は感染対策をとりながら面会等の保護者との交流を行うことができた。

2、医務報告

(1) 通院累計

科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
住診	46	53	58	53	21	36	51	81	54	68	73	70	664
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通院													
小児科	9	2	10	26	32	10	11	20	26	15	11	11	183
耳鼻科	0	3	1	4	11	4	1	5	4	0	2	1	36
アレルギー科	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	6
眼科	0	0	0	1	1	0	2	2	1	0	1	1	9
療育	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
歯科	2	2	0	1	0	2	3	1	1	2	1	2	17
皮膚科	0	0	0	4	5	10	6	4	4	5	4	3	45
口腔外科	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	1	8
救急外来	0	0	5	1	0	0	1	0	1	0	0	0	8
整形外科	0	0	0	2	0	0	0	3	2	3	2	2	14
形成外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
合計	12	10	17	41	51	27	25	35	41	25	22	25	331

令和４年度は、７月末～９月の新型コロナ感染症、１０月ヒトメタニューモウイルス感染症、年末にノロ感染症と感染症の対応に追われた。職員の協力のもとでその時の最善を尽くして対応した。新型コロナウイルスは未知のウィルスということもあり、持ち込まないことが一番の対策と痛感した。今後も罹患者の影響については経過見守りしていきたい。また、今まで外部との関わりを制限していたことが、免疫力の低下にも関わりがあると思われる。今年度も、かかりつけ医の遠隔診断（SNS メッセージ等）の利用が進み、医師の指示が仰ぐことが出来たことは、職員の安心につながった。コロナ禍の中で、小児科だけでなく耳鼻科の往診もあり、感染予防対策のひとつとなった。

(2) 入院累計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3

大同病院 上気管支炎 ２歳女児 6/5～6/10

大同病院 ヒトメタニューモウイルス感染症 ２名 10ヶ月男児 10/28～11/2
4歳女児 10/21～11/1

3、ヒヤリハット・事故報告

(1) ヒヤリハット、軽微な事故

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
ヒヤリハット	怪我	0	1	0	2	0	0	1	1	1	1	0	1	8
	転倒・転落	1	2	1	2	0	4	1	3	2	2	0	0	18
	窒息	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	噛みつき	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	4
	薬	1	0	2	0	1	1	4	0	1	0	0	1	11
	食事関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	衛生面	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	個人情報	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	誤飲	1	0	0	2	3	2	3	4	4	4	2	3	28
	その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	計	3	5	3	7	5	7	10	8	10	7	3	10	78

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
軽微な事故	怪我	1	4	2	7	3	2	0	3	5	8	11	15	61
	転倒・転落	4	1	2	1	1	1	4	6	11	5	6	8	50
	窒息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	噛みつき	0	0	0	0	0	1	2	0	3	2	3	2	13
	薬	1	0	0	0	2	3	1	0	3	1	0	1	12
	食事関係	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
	衛生面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個人情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	誤飲	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	3
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	6	5	4	8	7	7	7	9	25	18	21	26	143

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事故報告書	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1

・事故報告書 計6件

令和4年度振り返り

今年度も11月までは、ヒヤリハットの全体数が少なかったが、最終的には昨年度よりも数値が増えた。これは、職員会議等で必要性を呼びかけた結果であり、日頃からなんだかおかしいヒヤッとしたことを職員で共有し重大事故を未然に防ぎたいという職場風土の必要性を感じた。

ヒヤリハット96件の中でも一番多かったものが、誤飲であり、年齢的になんでも口で確認することもたちを守るには環境整備の大切さを痛感した。

軽微な事故では、怪我が4割、転倒が3割を占めており、発達の過程で起こりうることを予測してこどもの傍に寄り添い成長を見守ることが必要と思う。

事故報告書は6件で昨年より1件多かった。内容は個人情報に関するものが3件と一番多く、プライバシー保護の重要性を職員が再認識することが必要。肘内障については、再発防止のためユニット扉にも注意喚起の札を掲げるなどして全職員が周知することができた。

4、子どもの権利擁護

権利擁護振り返りノート、ほだかハット/にこりハットの実施

令和2年度に改訂した振り返りノートを活用し、権利擁護委員会を中心に子どもの権利や子どもとの関りについて話し合いをしたりロールプレイを行ったりした。職員ひとり一人が子どもの権利擁護について意識出来る機会となった。

1回目 記入日 年 月 日			
2回目 記入日 年 月 日			
3回目 記入日 年 月 日			
氏名： _____			
権利擁護振り返りノート			
【基本項目】	第1回	第2回	第3回
○：できている、○：だいたいできている △：できている自信はない、×：できていない			
1. 養育の基本（ほだか養育指針）を理解している。			
2. 法人の理念や養育目標を理解している。			
3. 自分の養育の良さと課題を述べることができる。			
★良い点			
★課題			
4. 入所している子どもの個人情報（あなた自身）の管理を適切にしている。			
5. 被措置児童虐待等の届出・通告制度について理解している。			
6. 子どもの育ちの背景や保護者の状況を理解して受け止め、安心して甘えられるように、子どもの気持ちに寄り添う努力をしている。			
7. 子どもと温かなやり取りやスキンシップを常に心がけている。			
8. わかりやすい言葉で穏やかに話しかけている。			
9. オムツ交換は「気持ちいいね」などと、優しく声をかけたり、マッサージしたりしながら行っている。			
10. 赤ちゃんの泣き声や目の動き等、言葉にならない要求や思いを敏感に察知し、タイミングよく対応している。			
11. 「だめ」「いけません」等制止する言葉を不必要に用いないようにしている。			
12. 「待って」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応するようにしている。			
13. 子どものいる前で、保護者の批評をしないよう意識している。			
14. 泣く子どもに対して放って置かない努力をしている。			
15. 自分自身の感情コントロールに努めている。			
16. 「できない」「やって」と甘えてくる時は、子どもの気持ちをまず受け止め、発達に応じた援助をしている。			
17. 自分の思い通りにならず、怒ったり泣いたりする子どもに対して、突き放したりせず、丁寧に話して聞かせたり、選択肢を与える等、子どもが気持ちを切り替えられるよう適切な援助をしている。			
18. 日頃から子どもに身体的な苦痛を与えたり、人格等を辱めるなどの精神的な苦痛を与えたりすることがないように意識している。			
19. 食事やおやつ時は、楽しめる雰囲気作りを第一に心掛けている。			
20. 偏食や食べ残しを直すために、叱ったり、押しついたりはない。			

① 権利擁護振り返りノート

年に3回、パート職員を含むほだかの全職員に実施した。子どもとの関わりについて、職場風土について、法人や、自身の課題についての質問について答えてもらうことで、自身の養育を振り返る機会となった。自己評価して気づいたことについてもコメントとして記入してもらい、結果を集計し、職員会で共有した。何気なく行っている養育の中で、何が子どもの権利を守ることにつながり、どのようなことに気を付けなければいけないのかを意識するきっかけになったとの感想が聞かれた。



② ほだかハット、にこりハット

ほだかハット、にこりハットについても例年通り実施した。

この取り組みを始めてから、日常の養育の中で気になっても面と向かって言えないことが、書面でなら出てくるようになった。自身のその後の養育について注意喚起の役割にもなっていると思われる。ほだかハットで出てきた内容は権利擁護委員会でも話し合いをし、必要な時は職員会等でロールプレイを実施した。

③ ロールプレイ・グループワーク

職員会議の時間を使い、子ども対応等でよくある困った場面を設定してロールプレイをしたりグループワークで議論をしたりした。

ロールプレイでは、例えば、長泣きする子どもに対してユニットの外から見ていた職員がどのように介入したらいいかを子ども役と職員役に分かれてやってみて、子どもと職員それぞれの気持ちを共有し、どの様に介入したらよかったか等を話し合った。

グループワークでは、各項目について（例えば、プレゼントをもらう、外食をする、自分の箸があるなど）権利、必要、欲望のどれに当てはまるかについて話し合った。

④ たいせつなあなた

名古屋市の権利擁護委員会が作成した子どもの権利ノート「たいせつなあなた」の冊子を皆で読みつつ、各項目について、自分のユニット児はどうかを話し合った。（大事にしているもの、苦手なもの・好きなもの等）冊子を使用して話すことで、職員間の子どもについての認識の共有や、対応統一の手助けになっている。

5、食育報告

令和4年度も、ユニット職員と厨房職員が協力し、ユニットでの調理の機会をさらに増やすことができた。ユニット職員による食事作りについては、毎週水曜日の朝食の全調理開始、木曜日の昼食の全調理を月1回から2回へ増やした。厨房職員による食事作りについては、夕食作りを月1回から週2回に増やした。ユニットでの調理を通して、食に対する興味の向上や、食べ物や調理に関する知識が子どもに自然と身についていることを感じられた。また、ユニット起案の調理では、ユニット職員目線で考えた子どもの興味を引くようなメニューも増え、職員の食育に対する意識もさらに高くなった。

栄養目標の算出を年2回に増やし、残食調査の結果や検食簿の意見、食事の様子を共有して個々に合わせた食事が提供できるよう心掛けた。

6、保護者アンケート

保護者アンケート(在院児保護者様用) 令和4年度集計				
◎あなたはほだかについて、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに○をしてください。				
◎各問いにご意見がある場合、一番最後の欄にご記入ください。				
	質問事項	はい	いいえ	わからない
問1	ほだかの印象は良いと思いますか？	100%		
問2	職員から、この施設の内容や決まりごとについて、わかりやすく説明をうけましたか？	100%		
問3	職員は、あなたや子どもに対していいに接したり、話を聞いてくれたりしていると思いますか？	90%		
問4	ほだかではあなたや子どもが大切にされていると思いますか？	100%		
問5	「いやだな」「困ったな」と思ったときに職員に話せますか？	100%		
問6	健康への気配りは十分だと思いますか？	100%		
問7	お子さんとの面会や外泊は、希望通り出来ていると思いますか？	60%		
問8	子育てについて困ったこと、相談にのってもらいたいことがあった場合、ほだかへの相談を希望しますか？	はい・いいえ		
問9	・問8で「はい」とお答えの方は、よろしければ内容をお聞かせください。			
ほだかの取り組みについて「よいと思うこと」「改善してほしいと思うこと」を書いてください。				
【よいと思うこと】				
・子どもが熱が出たり、体調が悪い時とかでも、常に気配りが出来ていると思う。 ・いつも大変お世話になっております。全てがありがたく感じております。特に、いつも笑顔で対応して親身になってお話をくださるところです。 ・なにかある度に、相談や報告をしてくれるところ。 ・特に子どもへの接し方が良いと思います。				
【改善してほしいこと】				
【その他ご意見】				
定期的に、できれば月に1度程連絡して貰えるとありがたいです。				
今年度は8名の保護者の皆様(うち1名は里親さん)にご協力いただきました。				

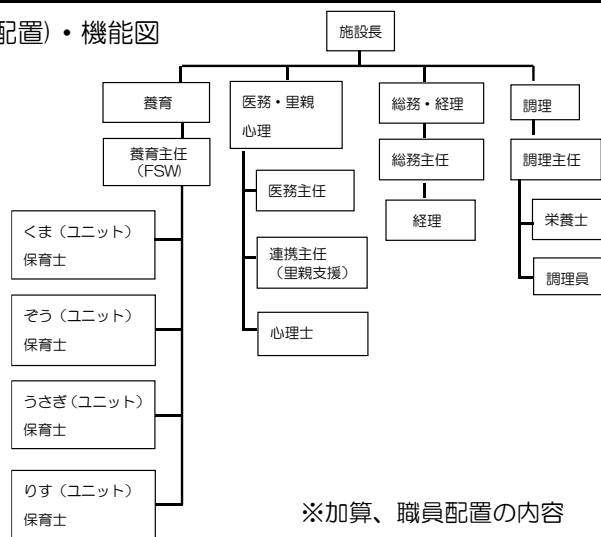
7、行事報告

4月		11月		16日	ぞうユニット誕生日会
5月		11日	七五三(招待)	17日	いちご狩り
4日	BBQ	12日	ぞうユニット誕生日会	24日	全体誕生日会 うさぎユニット外出
5日	端午の節句	26日	劇団四季招待		
10日	サーカス招待	12月			
19日	東山動物園招待	5日	うさぎユニット誕生日会		
22日	うさぎ児お宮参り・お食い初め	8日	くまユニット外出		
24日	くま児お宮参り・お食い初め	13日	ぞうユニット誕生日会		
6月		15日	ぞうユニット誕生日会		
16日	全体誕生日会	18日	クリスマス会		
22日	ぞうユニット誕生日会	19日	くまユニット誕生日会		
30日	くまユニット誕生日会	23日	白岡さんサンタ会		
7月		23日	全体誕生日会		
7日	七夕	24日	クリスマスディナー		
13日	うさぎユニット外出 うさぎ誕生日会	28日	餅つき		
15日	くまユニット外出	1月			
18日	大相撲名古屋場所	21日	うさぎユニット誕生日会		
23日	全体誕生日会	23日	全体誕生日会		
26日	そうめんパーティー	2月			
8月		1日	りすユニット誕生日会		
31日	花火	3日	節分		
9月		6日	ぞうユニット外出		
8日	お月見会	9日	お菓子パーティー		
15日	川遊び	13日	うさぎユニット誕生日会		
10月		17日	全体誕生日会		
3日	りす・うさぎユニット児 お宮参り、お食い初め	24日	うさぎユニット外出		
6日	うさぎユニット外出	27日	くまユニット外出		
20日	中部ミライタワー招待	3月			

21日	芋掘り	3日	桃の節句		
28日	くまユニット誕生日会	13日	りすユニット誕生日会		
31日	全体誕生日会 ハロウィン	15日	ぞうユニット外出		

8、令和4年度 組織

1. 組織体系(職員配置)・機能図



※加算、職員配置の内容

2. 令和4年度 職員構成

職名(定数)		人数
間接処遇	施設長(1)	1
	事務員(1)	1
	栄養士(1)	1
	調理員等(4)	4
直接処遇	指導員・保育士(8)	8
	看護師(2)	4
	里親支援専門相談員(1)	1
	予備保育士(1)	1
	小規模加算(1)	1
	家庭支援専門相談員(1)	1
	小規模グループケア(3)	3
	個別対応職員(1)	1
	心理療法定当職員(1)	1
	育児指導訪問事業担当職員	1
常勤職員 計		28
非常勤職員 計		(12)

児童指導員 保育士	0～1歳乳児13人に対して職員1名(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 2歳幼児2人に対して職員1名 3歳以上幼児3人に対して職員1名
里親支援専門 相談員	1名加算 児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)対処児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。
予備保育士	名古屋市基準1名
小規模加算	定員20名以下の場合、1名加算
家庭支援専門 相談員	1名加算 虐待等の家庭環境上の理由により、入所している児童の保護者に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により、児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。
小規模グループ ケア加算	4～6名のグループケアに対して1名加算。 小規模なグループによるケアを行う場合は、専任の職員として各グループにつき児童指導員または保育士1名及び管理宿直等職員(非常勤可)を加配し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。
個別対応職員	1名加算 虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。
心理療法 担当職員	心理対象児童又はその保護者10名以上の施設1名 虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫からの暴力による心的外傷等のための心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。
育児指導訪問 事業担当職員	育児指導を専任で担当する常勤職員を配置し、乳児院から家庭復帰したケース及び里親等へ委託となったケース等に対し、家庭訪問などのアウトリーチの支援等を実施し児童虐待の未然防止及び再発防止のための養育支援を行うこと。

（１）里親の新規開拓や普及啓発に繋がる活動の継続

昨年度に引き続き、商業施設（緑区）における啓発活動を継続しており 7 月・11 月・3 月の 3 回実施している。また個別の相談にも丁寧に応じられるよう、ドラッグストアのカフェスペースを利用した予約制の制度説明会も 5 月（天白区）と 9 月（南区）に開催した。その他里親月間に合わせ 10 月に東区役所、1 月から 2 月にかけては瑞穂区役所でのパネル展も実施している。瑞穂区役所では民生委員や区役所職員に向けての制度説明会の開催も実施した。現段階では幅広い層への里親制度の周知にとどまっており、今後は新しく啓発活動の場を開拓していくとともに、より効果的な普及啓発活動となるよう工夫を重ねながら継続していく。

（２）里親に寄り添う相談援助活動の推進

特別養子縁組が成立後の児童に関する養育や発達に関する相談、児童相談所等の行政機関に相談してもタイムリーな対応がなされない場合、相談対応に不満がある場合など、里親から「ほだかの里」への相談が少しずつ増えてきている。

これらの相談に対しは、「ほだかの里」での来所相談や家庭訪問等で対応している他、児童相談所など関係機関と連携して相談対応にあたっている。

また、相談内容については課題を整理して、場合によっては関係機関に情報提供し、協働して相談対応するなど連携したソーシャルワークを行っている。

（３）里親支援者及び里親当事者向けスキルアップ研修の開催

昨年度から行っている里親支援者向け研修は、他の自治体の取り組みを学んだり、基礎的な内容について学びを深めたりと様々な角度から支援者としての知識・技術向上を目指している。参加者からは概ね良い評価を得ているが、実践的な里親支援の知識やこれまでの事例を知りたいというニーズに対応できるような研修なども視野に入れ検討を重ねている。

今年度より行っている里親向けのペアレント・トレーニングについては、後期分が募集開始直後に定員に達してしまうほど好評で、ほだかの里の取り組みが、その実績とともに多くの方に認知されつつある。

（４）各関係機関との有機的な連携と支援の強化

行政と数度の打ち合わせを重ねた結果、里親登録を希望する里親に対して、『里親になるということ』と題するガイダンスを実施することとなった。里親養育の具体的な課題等について十分な説明を受けた上で登録申請する流れができたことで、安易な里親登録を防ぎ、相応の理解と覚悟のもとで児童相談所での面談に進む流れが構築されている。また東部児相管轄の里親に対しては、インテーク面接からほだかの里が関わることとなり、アセスメントからマッチングに至るまで、ほだかの里が責任をもって関わっていくことのできる体制が構築されつつある。

（５）里親家庭の実生活における育児・家事負担の軽減と里親相互扶助の活性化

里親等支援ボランティア活動『さとぼっぼ』を継続しており、現時点で 20 名の援助者が登録してい

る。今年度 4 月以降延べ 15 名の援助者を派遣しており、サロン時の託児や里親家庭での育児や家事支援を行っている。ただ、里親の援助者としての登録は 1 名にとどまっている。

援助者同士の懇親会としてはぶどう狩りを 9 月に企画。日頃個人での活動が多い援助者同士の交流の場として良い機会となった。また、併設している乳児院ほだかの人手不足解消と『さとぽっぽ』援助者研修を目的とし、援助者に乳児院ほだかの養育を手伝っていただくことで、実際に育児（沐浴・離乳食介助等）に携われる機会を設けた。

（６）里親同士が安心して交流できる居場所、環境作り

今年度も継続して毎週月曜日にほだかの里を開放し、カフェを開催している。ばらつきはあるものの、毎月複数名の来所があり、相談があるときもない時も気軽に立ち寄れる場として今後も継続していく。

オンラインでのおうちサロンは毎月一回第 2 火曜日に開催している。名古屋市から転居された里親さんなども参加され、市外の里親とも情報交換や交流できる機会となっている。

発達サロン「こがめのサロン」は太田先生と開催しており、発達について知識を深め、参加者同士の情報共有や困りごとへの対応など学びあうことが多い。参加者の方が発達個別相談を利用されている。

（７）里子や実子同士が繋がり支え合うための企画作り

里子交流事業は、チラシ作成する等、実施に向けて具体的に準備を進めていたが、コロナウィルスの蔓延等、複合的な様々な理由により実施が困難となった。

しかし、10 月に開催したさとカフェサタデーでは、多くの里親子に参加していただき、里親子同士の交流だけでなく、施設児童と実子を含めた里親子との交流も生まれ、様々なつながりを生む基盤となる催しとなった。それ以降も 12 月にはクリスマスを意識したさとカフェを、1 月には餅つきを企画しており、もちつきでは 25 世帯もの来場者があった。今後も、定期的な開催に向けて企画・準備を行っていく。

（１）子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

○利用者を温かく迎え入れる場づくりの工夫

- ・笑顔で迎え入れ、初めての利用者には施設の様子を見学してもらいながら、リーフレットや行事予定を使って説明を行い施設の事を知ってもらう。

○親同士を結びつけるための工夫

- ・コロナ禍で出かける機会も少なくなり、育児に不安を抱いている母親や話し相手を求めて利用する親子が多い。同じ悩みを抱えている親同士、同年齢児を持つ親同士職員が仲立ちし話し合える場を設けるようにした。

○親子が安心して心地よく過ごすことができる環境作り

- ・安心、安全に遊べるよう毎日遊具の点検と消毒を行う。
- ・室内の換気と温度調節に注意を払う。
- ・利用する子どもの年齢により玩具の提供、環境の構成をする。
- ・玩具は子どもが、自由に取り出したり片づけたりできるよう、種類別に写真を貼る。

○広場の利用者を増やすための努力と工夫

- ・毎月の予定表を区内の役所に届ける。児童館、支援拠点、保健センターなど16箇所に配布。
- ・HPに掲載する。
- ・当学院の掲示板に月の予定表を掲示する。
- ・利用者の近所に、子育て中の親子がいたら誘ってもらうようお願いをする。
- ・民生委員の方が赤ちゃん訪問で訪れる際に、ふれあいセンターを紹介してもらう。

（２）子育てに関する相談、援助の実施

○利用者との日頃の関わりを通して信頼関係を形成する

- ・開設中はいつでも来院、電話相談を受ける。
- ・職員や親同士の何気ない会話から気軽に相談できるような雰囲気作りに努める。

○相談者に対するプライバシーについての配慮

- ・深刻な悩みについては別室を利用する。（令和4年度はなし）
- ・相談内容は記録をとるが、守秘義務を厳守し記録は施錠できるロッカーに保存。

○専門的な相談への対応や関係機関との連携についての取り組み

- ・当学院の臨床心理士、看護師、栄養士につなげ、必要に応じて専門機関へ繋ぐ。近くに専門職員がいることは利用者にとってもありがたい事だと思う。
- ・地域の民生児童委員の方々との交流についても、5年度は無理のないよう行事に組み入れる事を検討する。

（３）地域の子育て関連情報の提供

- ・区の支援団体のチラシや子育てに関する研修、講座の情報などは利用者が常に見ることができる場所に置いておく。

- ・ホームページ、外の看板で情報提供する。
- ・講座、研修会などのチラシが配布された時にはその都度紹介する。
- ・古い情報誌はいつまでも入れておかないよう気を付ける。

(4) 地域及び関係機関等との協力、連携

- ・令和4年度もコロナ禍で関係機関や地域の民生児童委員の方々との交流も取り止めとした。
- ・区のイベントも中止となった。
- ・保健センター、消防署に、母親向けの講座を依頼していたがコロナの感染拡大が予想されたため取り止めとした。
- ・5年度は月1回の講座実施と、季節の行事に地域の方の参加を呼びかける。

(5) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

- ・4年度は月1回の開催はできなかったが9月以降「講座」を実施した。
- ・利用者からも「ママ講座」を開催して欲しいと言う声が上がっていたため実施は喜ばれた。
- ・年齢別の利用を引き続き行っているため、講座も年齢別で開催していく。

(6) 利用者の安全確保と衛生面の配慮

① 安全確保

- ・室内に設置されている家具に転倒防止の対策をしている。
- ・棚には物を置かない。
- ・遊具、玩具の点検を行い常に安全な物を提供している。
- ・市の巡回指導の際、指摘を受けた項目の安全点検を行う。
(ベビーベッドの固定、指詰め防止ドアストッパー設置、トイレ消毒液設置)
- ・2ヶ月に1回の避難訓練の実施。

② 衛生面

- ・感染症予防のため入室の際には手洗い、検温、マスクの着用の徹底。
- ・室内の温度、換気に留意し適切な状態を保持する。
- ・毎日室内、玩具の消毒を行い安全な状態で提供する。
- ・利用者から感染症が発症した報告を受けたら直ちに、関係機関、その日の利用者に連絡をするなど対処する。

(7)利用人数

	開設日数	延べ利用人数	親子組数	新規親子数	1日当たりの 親子数
令和3年度	244	6723	3256	109	13.3
令和4年度	246	7232	3264	92	13.3

(8) 令和5年度に向けて

- ・利用人数制限の廃止。(予約電話の廃止)
- ・利用時間の変更。(午前9時から午後2時)
- ・月1回の「ママ講座」実施。
- ・行事、ママ講座については、参加希望者が多いため人数制限をして実施。
- ・金曜日のリトミックに関しては、参加希望者が多いため回数を決め事前に割り当てておく。(1人の参加回数を決める)
- ・手洗いの協力を呼びかけていく。

自立援助ホームきょうわ

1. 事業の目的

自立援助ホームは、児童福祉法に基づき、児童自立生活援助事業として位置づけられ、児童の自立を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（援助の実施）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2. 2022 年度 基本方針

安全で安心できる生活環境を整備し、生きる力を身につけた大人として社会に出られるよう、ひとりひとりの個別の支援計画を立て、援助を行う。

3. 重点目標

心の安心感と生活の安定につながる環境を保障するために、一人一人の特性を理解し、受容的な関わりを通して、入所者との信頼関係を構築する。自立後の生活でどんな力が必要かを常に念頭に置き、主体性が育つように支援する。

以上の観点から、施設運営をおこなってきた。

事業の具体的内容

1. 就労・就学支援

就労先を探す際には、入所者自らインターネットの求人サイトで見つける場合がほとんどであった。自分にどんな仕事に向いているかを決めるのは難しく、高校に通いながら働く入所者も多いため、正社員ではなく、様々な体験をするという意味でもアルバイトをする場合が多い。

勤務の継続が難しい子も多かったが、継続することにこだわらず、本人の意思を尊重し、転職することとも推奨した。就労先と連携しながら、働く意欲を育て、見守り続けることで、復帰出来た例もあった。

正社員で就労する場合には、子ども若者総合相談センターや就労支援事業所等と連携し、見学・体験を経て支援をしてきた。

※就労先の例-塗装業、コンビニ、ピザ屋、寿司屋、飲食店、電器屋、部活指導員、宅配等

就学については、3 人が高校を中退後、入学した高校（通信制・定時制）で継続できていた。また全日制から通信に転入して卒業し、専門学校へ進学した入所者もいた。高校進級が難しく、退所年齢が近い場合に、休学して正社員の就労へと変更した入所者もいた。また、入学したが就学意欲がなく退学した入所者もいた。

※全日制 3 人、定時制 1 人、通信制 6 人、休学（留年）2 名、専門・短大へ進学 2 名

2. 生活支援

食生活では、夕飯は職員の作る物を食べ、朝食や昼食は、冷蔵庫の食材を使って自ら作る様子が多くみられ、自立の訓練となった。盛り付けや洗い物も比較的にめんどくさくなくてできていた。注文制を継続したことで、廃棄分も少なくすることができた。また、希望の食材を用意して自分で調理してもらう取り組みを推奨してきたが、好みに合わせ、自由に調理する様子も見られた。

職員は家庭的な愛情の感じられる食事を提供することを心がけ、一緒に買物に行ったり、調理を手伝ってもらったりするなど、コミュニケーションの機会とした。栄養のバランスだけでなく、嗜好や興味に配慮し、季節感や行事を意識した食事を提供してきた。誕生日は希望するメニューにした。

フードバンク活動を行っている**セカンドハーベスト**は、月 1 回利用し、名古屋市北区まで受取りに行った。パンや調味料、冷凍食品やお菓子、野菜等、調理方法やメニューの工夫などとして活用し、食費は大幅に削減できた。入所者も受け取り時に同行させ、食品ロス、寄付の実態を見せ、知ってもらうことができた。また、退所者 4 名へ、個人支援として、米や食品等、月 1 回配達してもらった。

自室の**掃除、ゴミの分別**等にはできない入所者が多く、職員が声をかけたり、手伝ったりする必要がある、清潔な環境が心地よいことを教えることから始めた。

金銭管理は、自立してからもっとも重要な課題である。貯金は預かり、その月のお小遣いの範囲内でやりくりをする練習をしているが、携帯決済等後日精算する方法も利用できるため、必要以上に使ってしまった、友人に借りたりして、計画的に使うことがなかなか身につけられない状態であった。

生活リズムについては、バイトを辞めた時や、高校に行かなくなった時、昼夜逆転になり、体調を崩すという悪循環に陥る入所者もいた。仕事を継続するためには、生活リズムを整えることが必要だと自ら気づいてもらうよう支援を続けた。

携帯の使用については、安定した収入がなく使用料を払えない場合は、滞納金を増やさないために解約をすることを勧めてきた。携帯料金を稼ぐことが働く意欲になってはいるが、支払える範囲内で押さえることが難しい。夜間の Wi-Fi の使用も制限したが、睡眠のリズムを正すことに多少は役だっていると思われる。

電気の使用料については、個人別の電気代を測定し、一定量を超えた入所者については、電気代を徴収し、電気代の節約の仕方を伝え、一人暮らしに役立てるようにした。

入所児童について

① 入退所の状況

- ・ 10 月-男性（17 歳）入所、高校生、家庭より
- ・ 1 月-男性（16 歳）入所、高校生、児童養護より
- ・ 8 月-男性（15 歳）退所、グループホームへ
- ・ 12 月-男性（19 歳）退所、会社寮へ、その後実家へ
- ・ 12 月-男性（20 歳）退所、一人暮らしへ
- ・ 3 月-男性（18 歳）退所、一人暮らしへ、夜間専門学校へ進学
- ・ 3 月-男性（21 歳）退所、一人暮らしへ、短期大学へ進学

② 児童の様子

- ・ 年間在籍者 13 名-15 歳～21 歳

- ・うち 8 名が高校（全日制 2 名、通信制 5 名、定時制 1 名）に在籍。
- ・家庭から-2 名、児童養護施設から-4 名、グループホームから-1 名、里親から-1 名、ファミリーホームから-1 名、ステップハウスから-1 名

※入所児童数の推移

		4月							5月							6月							7月							8月							9月							
名古屋市	契約	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21			
	一時保護	男女			1		1		1					1		3	1						1		3	1				1		3	1					1		2	2			
名古屋市内	契約	男女																																										
	一時保護	男女																																										
名古屋市内	契約	男女																																										
	一時保護	男女																																										
計			1	1	1	1	3	2		1	1	1	1	3	2		1	1	1	3	2		1	1	1	3	2		1	1	1	3	2		1	1	1	2	2					
			8							8							8							8							8							7						

		10月							11月							12月							1月							2月							3月							
名古屋市	契約	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21	歳男	15	16	17	18	19	20	21			
	一時保護	男女			1		2	2	1				1		1	3						1	1	3					2		2		1				2	1	1					
名古屋市内	契約	男女																																										
	一時保護	男女																																										
名古屋市内	契約	男女																																										
	一時保護	男女																																										
計				1	1	2	2	1			2		2	3	1		1	1	2	3	1		2	1	2	1		1	2	1	1	2		1	2	1	1	1						
			7							8							8							6							7							7						

※毎月 1 日時点での人数

※暫定定員 10 名

③ アフターケア

施設は、2012 年の開所以来 11 年目となるが、これまでの退所者は 40 名、連絡先が分からない退所者は 10 名となる。

昨年度から、施設に**自立支援担当者**が配置され、担当者を中心にして、アフター支援に計画的・組織的に取り組める土台作りを行ってきた。

自立をして仕事を継続しているが、貯金はできていない、転職を繰り返している、体調を崩し、仕事が継続できず借金を背負ってしまった、学費が払えず退学した、家賃を滞納している、結婚して家庭を持ち子どもを産んだが離婚を考えている、ひとり暮らしを始めたが精神的に不安定で通院が必要、生活保護を受けている等、見守りが必要な人たちがたくさんいる。アフターケアでは、入所時と同じように誕生日や成人など節目のお祝いを大事にし、メッセージを送ったりお祝いの食事をしたりした。退所したばかりの利用者には積極的に連絡を取り、LINE や電話での様子伺いや、訪問を行った。

生活困難を抱える退所者が社会で生活していくためには、きょうわだけでなく多方面からの見守りや支援が必要であり、病院、大学、こども・若者総合相談センター、GH、家族などの関係者と積極的に連絡を取り合い、情報共有やケースカンファレンスを行った

困った時にヘルプが出せるよう、在籍中から利用者と関係を構築することが大切であり、職員の異動や退職があっても変わりなく支援していけるよう、他部署とも連携し、チームとして繋がっていけるよう心がけた。

※アフター対応 実績(2022 年度)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
来所	0	2	2	0	0	1	0	3	3	8	2	3	24
訪問	5	8	10	2	2	4	1	1	4	3	0	4	44
関係機関との連絡	9	8	13	5	7	15	4	2	13	9	3	8	96
電話・LINE での連絡相談	23	22	20	12	22	22	15	11	18	48	24	29	266

(実人数) 26 人

(年齢別)

16 歳 1 人、18 歳 1 人、20 歳 5 人、21 歳 5 人、22 歳 2 人、23 歳 2 人、
24 歳 3 人、25 歳 3 人、26 歳 2 人、28 歳 2 人

・来所が昨年の倍に増えた。

個別外出・ホーム外出

【個別外出】

- ・4/6 15 歳男性、入学祝い、外食
- ・4/17 18 歳女性、入学式、外食
- ・5/20 20 歳女性、外食
- ・7/15 18 歳女性、水族館、外食
- ・7/17 20 歳男性、オープンキャンパス、外食
- ・8/8 19 歳男性、オープンキャンパス、外食
- ・9/16 20 歳男性、外食
- ・10/20 20 歳女性、映画、外食
- ・12/1 19 歳女性、クリスマスプレゼント購入、外食
- ・12/10 20 歳男性、受験労い、外食
- ・1/25 18 歳男性、退所祝い、外食
- ・2/8 20 歳男性、受験労い、外食
- ・2/21 20 歳男性、外食
- ・3/18 20 歳男性、オープンキャンパス、外食
- ・3/26 21 歳女性、オープンキャンパス、外食

入所者が担当職員と関係性を築くため、余暇を充実させるため、コロナ感染対策を徹底して、個別外出を行った。オープンキャンパスや受験がひと段落したタイミングや、退所前等に、励ましの意味を込めて楽しい時間を過ごし、職員と信頼関係を築いてきた。

【ホーム外出】

- ・5/28 ホーム外出『カルビ大将』で焼き肉 入所者 7 人、職員 5 人

職員研修

- ・6/23 『自立支援研修』
- ・8/22・23 『防火管理者講習』
- ・8/25 『福祉サービス苦情相談研修会』
- ・11/24 『児童相談所職員研修』《福祉施設を学ぶ会》職員 2 名
- ・8/24 『全自援東海北陸ブロックスタッフ研修会』《自立支援担当の現状》《新規制度》
- ・10/21・22 『新規採用者研修』職員 2 名
- ・1/15 『社会的養護を考える』
- ・2/1 『子どもの権利擁護研修』
- ・2/17 『メンタルヘルス講座』
- ・2/17 『養育研東日本研修会』

○全自援協

- ・11/15・16『全国大会』・12/15・16『女性スタッフ研修』・1/19・20『スタッフ研修』
- ・2/27『四国ブロック研修会』

○全自援協東海北陸ブロック

- ・5/16『ホーム長研修』・6/29『制度勉強会』・7/19『座談会』・9/30『精神疾患を抱える入所者への支援』・11/24『発達障害を抱えた入所者への支援』・3/1『総会』

○宮本会く心理士勉強会>

- ・子どもとの関わり方 ・発達障害のある子への支援 ・ゆうりんの理念に基づいた寄り添う支援
- ・境界性パーソナリティ障害の理解と支援 ・アタッチメントについて ・ストレスマネジメント
- ・コラージュ ・フォーカシング他全12回

職員構成

ホーム長（兼常勤指導員）1 名

常勤指導員 3 名

常勤的非常勤職員 1 名

非常勤心理職員 1 名

以上 6 名

今後の課題

<入所時のアセスメント>

自立援助ホームで自立に向けて頑張っていくという意欲があるか、きょうわで受け入れて自立まで支援していけるか、どこまでを目標とするか、見学・面談を行い、他機関との連携体制を整えたうえで、受入れを決めてきた。

今年度初の試みで、児童養護施設から入所予定の二人について、**体験入所**（3 日～7 日）を行った。体験後、一旦現施設に戻ってもらい、児相と面談を行い、改めて本人の意思で選択してもらった後、入所を決めた。本人に覚悟を決めてもらうために、また職員側も受け入れ態勢を整えるためにも有効であり、スムーズに入所へと繋がられた。

＜全国自立援助ホーム協議会とブロック活動＞

全自協から得られる制度や助成金の情報をもとに、東海北陸ブロック内では、自立援助ホームならではの課題に向き合い、情報交換を行い、研修や活動に積極的に参加してきた。今後も次々と改正されていく国の制度を学んで活用していかなければならない。

＜会議・引継ぎの充実＞

月に2度の職員会議の中で、各担当の自立支援計画をもとに、入所者の課題を検討する。また、毎日の引継ぎの時間を更に充実させ、入所者の状況を共有し、チームとして日々の支援を担っていく。

＜職員の資質向上＞

日々新しくなっていく制度を学び、多様なケースに対応できるよう、専門職として、基本姿勢や援助技術を学んでいく必要がある。オンライン研修も増え、参加しやすくなったため、活発に参加していく。

＜権利擁護とスーパービジョン体制＞

本体施設と離れた場所での事業所であり、少人数でのチーム編成であるため、孤立化しやすく、権利侵害が起きないように、本体施設とどう連携するか、移転も視野に入れて、今後も体制を整えていかなければならない。昨年度から名古屋市の権利擁護委員会に出席しているが、ホーム内でも権利擁護の担当職員を配置し、定期的に勉強会を開き、権利擁護の意識を高めていく。

他部署のイベントへの積極的参加、見学・交流の機会を増やしていく。

また、心理士とのミーティングを定例化し、日常的に相談できる体制、スーパービジョン体制を作る。

ヘルパーステーションゆうりん

1. 2022（令和4）年度 訪問介護

訪問介護の派遣は、派遣時間減少により2022(令和4)年12月31日をもって、廃止とした。

2. 派遣時間等の推移

別紙 2022(令和4)度月間サービス別時間集計表参照

別紙 2022(令和4)度月間要介護度別利用金額推移表

収益事業

2022（令和4）年度 収益事業

介護保険上では完結することのできない生活上のサービスを提供し、個々の生活の質を確保する目的で事業を行っていたが、2022（令和3）年8月31日をもって、派遣先との契約解除によりは事業を休止した。

職員配置 非常勤職員 4名

サービス提供時間

2022 年	4 月	148 時間 46 分
	5 月	101 時間 19 分
	6 月	78 時間 54 分
	7 月	51 時間 12 分
	8 月	37 時間 06 分